特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務　全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
和歌山県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー権等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	・住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1．本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2．附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1．本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。 都道府県知事保存本人確認情報は、4情報（「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。 2．附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住基法に基づき市町村から住民の附票本人確認情報に関する通知を受け、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。 都道府県知事保存附票本人確認情報は、戸籍の附票に記載されている氏名、住所、出生の年月日、男女の別及び住民票コード並びにこれらの変更情報に限定され、個人番号は含まれない。 ・内部による不正利用防止のため、操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、操作履歴の確認等の対策を講じている。 ・外部との接続にあたっては、住基ネットは専用回線を使用し、指定情報処理機関（地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。））が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル（SMTP、HTTP、FTP、Telnet等）は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。 ・都道府県サーバは、全都道府県分を1か所（都道府県サーバ集約センター）に集約し、その運用・監視を機構に委託している。

評価実施機関名
和歌山県知事

個人情報保護委員会　承認日 【行政機関等のみ】

公表日
令和7年5月30日

［令和6年10月　様式4］

項目一覧
Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3）変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の内容　※	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 和歌山県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、その住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の合理化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 和歌山県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報（都道府県知事保存本人確認情報）を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照） ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③和歌山県知事から本人確認情報に係る和歌山県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 和歌山県は、市町村における市町村CS、和歌山県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③和歌山県知事から附票本人確認情報に係る和歌山県の他の執行機関への提供又は他部署へ移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会
③対象人数	［　30万人以上　］

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 ：都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ（以下「市町村CS」という。）を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ：和歌山県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号、4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示 ：住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構保存本人確認情報の照会 ：全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報の検索 ：代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報の整合 ：都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。

③他のシステムとの接続	[○]宛名システム等
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	1. 附票本人確認情報の更新 :都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 :和歌山県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 3. 附票本人確認情報の開示 :法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 :附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索 :附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 :都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[○]宛名システム等
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
（1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	⑴都道府県知事保存本人確認情報ファイル 和歌山県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に掲げる必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務（住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③和歌山県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。 ⑵都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 和歌山県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に掲げる必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③和歌山県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。
②実現が期待されるメリット	本人確認情報を利用することにより、これまで行政手続の際に提出が求められていた行政機関が発行する添付書類（住民票の写し等）の省略が図られ、住民の負担が軽減（各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約）されることに加え、行政においてもより正確な本人確認の実現や事務の省略化など行政運営の適正化・効率化につながることが見込まれる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用　※	
法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用） ・第30条の15の2第2項・第3項（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等） ・第30条の44の7第2項・第3項（準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等）
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	［　実施しない　］
②法令上の根拠	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務管理局市町村課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
―	

（別添１）事務の内容

（1）本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

【全項目評価書】「（別添１）事務の内容」
(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

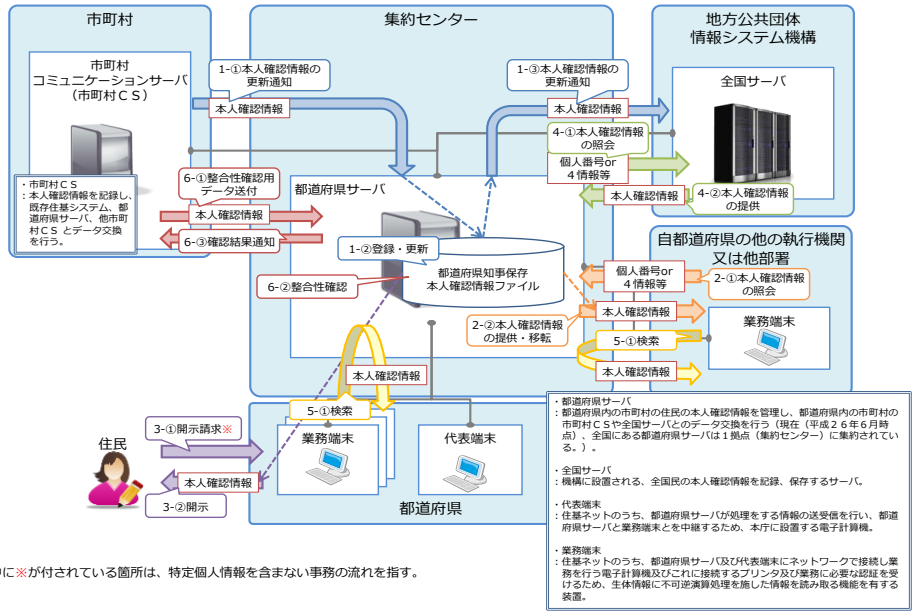

（注）図中に※が付されている箇所は、特定個人情報を含まない事務の流れを指す。

（備考）

1. 本人確認情報の更新に関する事務
　1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
　1-②.都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
　1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。
2. 和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転
　2-①.和歌山県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
　2-②.和歌山県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
　※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
　※和歌山県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、和歌山県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携（回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載）（注2、注3）により行う。
　（注1）和歌山県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
　（注2）媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
　（注3）回線連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線（庁内LAN等）を用 いる方法を指す。具体的には、都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内システム（宛名管理システムを含む。）のみがアクセス可能な領域（フォルダ）を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。
3. 本人確認情報の開示に関する事務
　3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける（※特定個人情報を含まない）。
　3-②.開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。
4. 機構への情報照会に係る事務
　4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
　4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
5. 本人確認情報検索に関する事務
　5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。
6.本人確認情報整合
　6-①.市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
　6-②.都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報 ファイルの整合性確認を行う。
　6-③.都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

（別添1）事務の内容

（2）附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

(2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

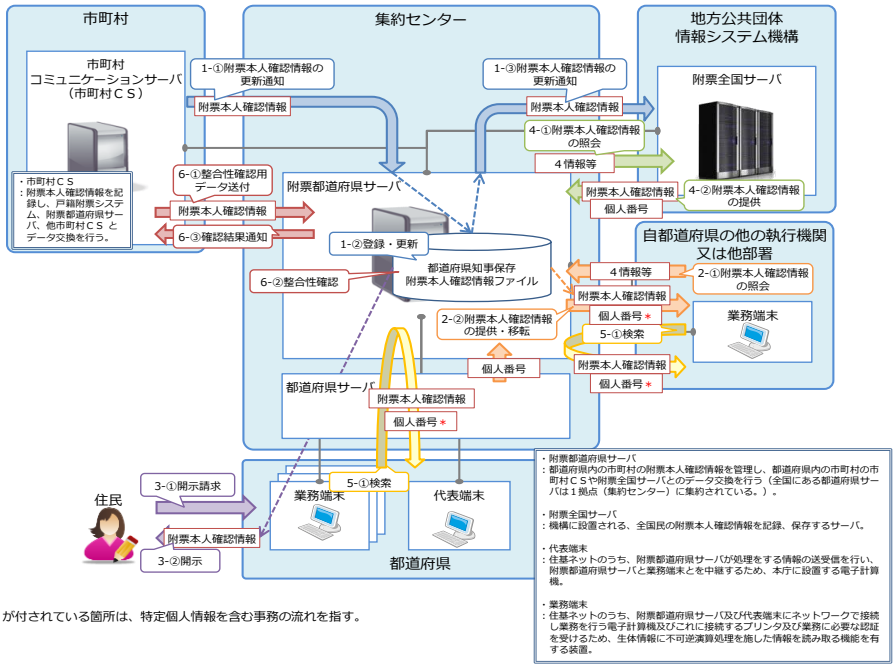

（注）図中に＊が付されている箇所は、特定個人情報を含む事務の流れを指す。

（備考）

1．附票本人確認情報の更新に関する事務
1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
1-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。
1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。
2．和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転
2-①.和歌山県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
2-②.和歌山県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、
照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。
その際、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。
※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。
※和歌山県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、和歌山県の他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）を操作し、媒体連携（回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載）（注2、注3）により行う。
（注1）和歌山県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
（注2）媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
（注3）回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線（庁内LAN等）を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）と庁内システム（宛名管理システムを含む。）のみがアクセス可能な領域（フォルダ）を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。
3．附票本人確認情報の開示に関する事務
3-①.住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
3-②.開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。
4．機構への情報照会に係る事務
4-①.機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
4-②.機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。
5．附票本人確認情報検索に関する事務
5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。
6.附票本人確認情報整合
6-①.市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
6-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報 ファイルの整合性確認を行う。
6-③.附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
（1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル	

2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　]
②対象となる本人の数		[　　100万人以上1,000万人未満　　]
③対象となる本人の範囲　※		和歌山県内の住民（和歌山県内のいずれかの市町村において、住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。） ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者（以下「消除者」という。）を含む
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて和歌山県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目		[　　10項目以上50項目未満　　]
	主な記録項目　※	・識別情報 ［　○　］個人番号 ・連絡先等情報 ［　○　］4情報（氏名、性別、生年月日、住所） ［　○　］その他住民票関係情報 ・業務関係情報 なし
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ：住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年6月
⑥事務担当部署		総務部総務管理局市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元　※		［　○　］地方公共団体・地方独立行政法人
②入手方法		［　○　］その他　（　市町村CSを通じて入手する　）
③入手の時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。
④入手に係る妥当性		住基法第30条の6の規定により、市町村長は住民票の記載、消除等を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報を市町村長の使用に係る電子計算機（市町村CS）から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機（都道府県サーバ）へ送信することにより通知するものとされている。
⑤本人への明示		和歌山県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）に明示されている。
⑥使用目的　※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて和歌山県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
	変更の妥当性	－
⑦使用の主体	使用部署　※	総務部総務管理局市町村課
	使用者数	[　　10人未満　　]

⑧使用方法 ※		・市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ・和歌山県の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(和歌山県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→和歌山県の他の執行機関又は他部署)。 ・住民からの開示請求に基づき(住民→和歌山県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ・4情報の組合せをキーに機構へ機構保存本人確認情報ファイルの照会を行い(都道府県サーバ→全国サーバ)、該当する個人の本人確認情報を受領する(全国サーバ→県サーバ)。 ・4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索をおこなう。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
	情報の突合 ※	・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に係る更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・和歌山県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当無し
⑨使用開始日		平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] (3)件
委託事項1		都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
⑧取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。
③委託先における取扱者数		[10人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線
⑤委託先名の確認方法		和歌山県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構(機構)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾

	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。
委託事項2～5		
委託事項2		代表端末、業務端末等機器の保守業務
①委託内容		和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末、業務端末等の構成機器の保守管理業務。 委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[　特定個人情報ファイルの全体　]
	対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　]
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、本県が設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器の保守管理業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、再委託先においても、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。併せて、「セキュリティの仕様」を規定し、人的なセキュリティ要件（情報の秘匿、指導・教育）、物理的セキュリティ要件（情報資産の管理・持出の禁止、盗難防止策、廃棄方法）、技術的セキュリティ要件（アクセスや閲覧に係るID、パスワードの設定）、運用セキュリティ要件（セキュリティ監査への協力義務）を定めている。
③委託先における取扱者数		[　10人未満　]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]その他 （運用保守上必要がある場合は、職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認しているのみで、提供はしていない。）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際は県ホームページにて公表している。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[　再委託する　]
	⑧再委託の許諾方法	委託契約書中において、原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、予め書面により承認を得た上で、委託先は再委託先と第三者に対する守秘義務を課すことを内容とした契約を交わすことを義務付けている。また、再々委託を禁止する条項を契約書中で規定している。
	⑨再委託事項	代表端末、業務端末、ファイアウォール等のハードウェア現地調整・工事、ソフトウェア保守。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 また、再委託する場合でも委託先が再委託先の行為のすべてについて責任を負う旨を契約書中で規定している。
委託事項3		代表端末、業務端末等機器運用管理業務
①委託内容		和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末、業務端末等の構成機器の利用ログ採取や性能監視等の運用管理業務。 委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[　特定個人情報ファイルの全体　]
	対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　]
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上

	その妥当性	本特定個人情報ファイル（都道府県知事保存本人確認情報ファイル）の閲覧、更新等を行う代表端末及び業務端末等の機器の利用ログ採取や性能監視等の運用管理業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、安全確保の措置、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。併せて、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク制度の認定、又はISMS適合性評価制度の認証を取得していることを要件としている。
③委託先における取扱者数		［　　10人未満　　］
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		［ ○ ］その他 （運用保守上必要がある場合は、職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認しているのみで、提供はしていない。）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際は県ホームページにて公表している。
⑥委託先名		中央コンピューター株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	［　再委託しない　］
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		［　○　］提供を行っている（　3）件　　［　○　］移転を行っている（　1）件
提供先1		地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠		住基法第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）
②提供先における用途		和歌山県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数		［　　100万人以上1,000万人未満　　］
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法		［　○　］その他（住民基本台帳ネットワークシステム）
⑦時期・頻度		市町村長からの通知に基づいて都道府県知事本人確認情報の更新を行った都度、随時。
委託事項2～5		
提供先2		和歌山県の他の執行機関
①法令上の根拠		住基法第30条の15第2項（本人確認情報の利用）、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例第3条 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。
②提供先における用途		住基法別表第6及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第2に掲げられた和歌山県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。

③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年５月31日法律第２８号）第22条第７項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　100万人以上1,000万人未満　　]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[　○　]その他 （住民基本台帳ネットワークシステム）
⑦時期・頻度	和歌山県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
提供先3	住民（住基法上の住民）
①法令上の根拠	住基法第３０条の３２（自己の本人確認情報の開示）
②提供先における用途	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されている自己本人確認情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　100万人以上1,000万人未満　　]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[　○　]その他　端末機の画面の閲覧、端末機から出力された帳票の閲覧）
⑦時期・頻度	当該住民から開示請求が合った都度、随時。
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	和歌山県の他部署
①法令上の根拠	住基法第３０条の１５第１項（本人確認情報の利用）　、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例第２条 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第１項又は第２項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。
②移転先における用途	住基法別表第５及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1に掲げられた和歌山県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められる事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年５月31日法律第２８号）第22条第７項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　100万人以上1,000万人未満　　]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[　○　]その他 （住民基本台帳ネットワークシステム）
⑦時期・頻度	和歌山県の他部署から検索要求があった都度、随時。
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証（又はパスワード）による認証が必要となる。 ・和歌山県においては、端末及び記録媒体を施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管し、業務端末はワイヤーロックを施工した上で、業務端末が設置された執務室は端末が室外に持ち出されることのないよう、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領」に基づき業務端末設置課のセキュリティ責任者（操作者の所属する部署の所属長）は職員が退庁する際に執務室を施錠するなど必要な措置を講じる。
②保管期間	期間	［　20年以上　］
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6（都道府県における本人確認情報の保存期間）に定める期間（150年間）保管する。
③消去方法		都道府県知事本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。

7. 備考

1. 特定個人情報ファイル名	
（2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	［ 1） システム用ファイル ］
②対象となる本人の数	［ 100万人以上1,000万人未満 ］
③対象となる本人の範囲 ※	和歌山県内の住民（和歌山県内のいずれかの市町村において、住基法第16条（戸籍の附票の作成）に基づき戸籍の附票に記録された住民を指す。） ※消除者を含む。
その必要性	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおいて和歌山県内の戸籍の附票に記録された全ての住民の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。
④記録される項目	［ 2） 10項目以上50項目未満 ］
主な記録項目 ※	・識別情報 ［ ○ ］個人番号 ・連絡先等情報 ［ ○ ］4情報（氏名、性別、生年月日、住所） ・業務関係情報 ［ ○ ］その他（その他戸籍の附票関係情報（戸籍の表示に係る情報を含まない。））
その妥当性	・4情報、その他戸籍の附票関係情報（戸籍の表示に係る情報を含まない。） ：法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報（4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報（本籍及び筆頭者の氏名）は含まない。 ・個人番号 ：国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和6年5月27日
⑥事務担当部署	総務部総務管理局市町村課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	［○］地方公共団体・地方独立行政法人 ［○］その他（都道府県サーバ（※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある））
②入手方法	［○］専用線
③入手の時期・頻度	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成（出生等）が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、和歌山県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。
④入手に係る妥当性	法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット（※※）を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。 ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。
⑤本人への明示	和歌山県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）に明示されている。 ※和歌山県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。

⑥使用目的 ※		都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおいて和歌山県内の戸籍の附票に記録された全ての住民の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、和歌山県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。
	変更の妥当性	ー
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部総務管理局市町村課
	使用者数	[10人未満]
⑧使用方法 ※		・和歌山県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け（和歌山県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ）、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する。（附票都道府県サーバ→和歌山県の他の執行機関又は他部署）。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。
	情報の突合 ※	・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。
	情報の統計分析 ※	該当無し
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当無し
⑨使用開始日		令和6年5月27日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] （ 3）件
委託事項1		附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点（集約センター）に集約化したことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない（直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルが保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。
③委託先における取扱者数		[10人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線
⑤委託先名の確認方法		和歌山県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構（機構）

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない（直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。
委託事項2～5		
委託事項2		代表端末、業務端末等機器の保守業務
①委託内容		和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末、業務端末等の構成機器の保守管理業務。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない（直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、本県が設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器の保守管理業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、再委託先においても、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。併せて、「セキュリティの仕様」を規定し、人的なセキュリティ要件（情報の秘匿、指導・教育）、物理的セキュリティ要件（情報資産の管理・持出の禁止、盗難防止策、廃棄方法）、技術的セキュリティ要件（アクセスや閲覧に係るID、パスワードの設定）、運用セキュリティ要件（セキュリティ監査への協力義務）を定めている。
③委託先における取扱者数		[10人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]その他 （運用保守上必要がある場合は、職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認しているのみで、提供はしていない。）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際は県ホームページにて公表している。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	委託契約書中において、原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、予め書面により承認を得た上で、委託先は再委託先と第三者に対する守秘義務を課すことを内容とした契約を交わすことを義務付けている。また、再々委託を禁止する条項を契約書中で規定している。
	⑨再委託事項	代表端末、業務端末、ファイアウォール等のハードウェア現地調整・工事、ソフトウェア保守。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 また、再委託する場合でも委託先が再委託先の行為のすべてについて責任を負う旨を契約書中で規定している。
委託事項3		代表端末、業務端末等機器運用管理業務
①委託内容		和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末、業務端末等の構成機器の利用ログ採取や性能監視等の運用管理業務。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない（直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上

	その妥当性	本特定個人情報ファイル（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル）の閲覧、更新等を行う代表端末及び業務端末等の機器の利用ログ採取や性能監視等の運用管理業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、安全確保の措置、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。併せて、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク制度の認定、又はISMS適合性評価制度の認証を取得していることを要件としている。
③委託先における取扱者数		[　　10人未満　　]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]その他 （運用保守上必要がある場合は、職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認しているのみで、提供はしていない。）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際は県ホームページにて公表している。
⑥委託先名		中央コンピューター株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[　再委託しない　]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[　○　]提供を行っている（　1）件　　[　○　]移転を行っている（　1）件
提供先1	和歌山県の他の執行機関
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項（本人確認情報の利用） 住基法第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用） 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。
②提供先における用途	住基法別表第6及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例に掲げられた和歌山県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号（番号法に基づく和歌山県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。） ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　100万人以上1,000万人未満　　]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[　○　]その他 （住民基本台帳ネットワークシステム）
⑦時期・頻度	和歌山県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
委託事項2～5	
提供先6～10	

提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	和歌山県の他部署
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項（本人確認情報の利用） 住基法第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用） 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。
②移転先における用途	住基法別表第5及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例に掲げられた和歌山県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められる事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号（番号法に基づく和歌山県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。） ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[　○　]その他 （住民基本台帳ネットワークシステム）
⑦時期・頻度	和歌山県の他部署から検索要求があった都度、随時。
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証（又はパスワード）による認証が必要となる。 ・和歌山県においては、端末及び記録媒体を施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管し、業務端末はワイヤーロックを施工した上で、業務端末が設置された執務室は端末が室外に持ち出されることのないよう、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領」に基づき業務端末設置課のセキュリティ責任者（操作者の所属する部署の所属長）は職員が退庁する際に執務室を施錠するなど必要な措置を講じる。
②保管期間	期間	[　1年未満　]
	その妥当性	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。
③消去方法		一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。

7. 備考

（別添2）特定個人情報ファイルの記録項目

（1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、 2. 漢字氏名、 3. 外字数（氏名）、 4. ふりがな氏名、 5. 生年月日、 6. 性別、 7. 住所、 8. 外字数（住所）、
9. 個人番号、 10. 異動事由、 11. 異動年月日、 12. 保存期間フラグ、 13. 清音化かな氏名、 14. 市町村コード、 15. 大字・字コード、
16. 操作者ID、 17. 操作端末ID、 18. タイムスタンプ、 19. 通知を受けた年月日、 20. 外字フラグ、 21. 削除フラグ、
22. 更新順番号、 23. 氏名外字変更連番、 24. 住所外字変更連番、 25. 旧氏　漢字、 26. 旧氏　外字数、 27. 旧氏　ふりがな
28. 旧氏　外字変更連番

（2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

ア　附票本人確認情報
1. 住民票コード、 2. 氏名　漢字、 3. 氏名　外字数、 4. 氏名　ふりがな、 5. 生年月日、 6. 性別、 7. 住所　市町村コード、 8. 住所　漢字、
9. 住所　外字数、 10. 最終住所　漢字、 11. 最終住所　外字数、 12. 異動年月日、 13. 旧住民票コード、 14. 附票管理市町村コード、
15. 附票本人確認情報状態区分、 16. 外字フラグ、 17. 外字パターン、 18. 通知区分、 19. 旧氏　漢字、 20. 旧氏　外字数、
21. 旧氏　ふりがな、 22. 旧氏　外字変更連番

イ　その他
1. 個人番号（※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。）

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　※（7. リスク1③を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
（1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報のみによる。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性は市町村側の本人確認により保証されるため、市町村において厳格な本人確認が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保されている。（都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知（住基法第30条の6第1項に基づき通知）される本人確認情報に限定される。）
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定される。
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、住基法第27条の規定に基づき、窓口において対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて個人番号の入手手段は、市町村CSからの住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定されるが、個人番号は、番号法第7条の規定に基づき市町村長が指定することとされており、さらに、対象者の本人確認は市町村に委ねられているため、個人番号の真正性の確認は市町村が行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	都道府県サーバにおいて本人確認情報ファイルを更新する際は、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に、当該処理をエラーとする等のチェックをシステム上で行うほか、市町村からの本人確認情報更新要求に基づいて更新された本人確認情報について、その内容（氏名、住所、生年月日等）を比較し、市町村が保存している本人確認情報と都道府県サーバに保存されている本人確認情報とが一致していることを整合性確認処理により確認する。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション※を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する、操作者の認証を行う等の措置を講じる。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・住基ネットの一括提供機能について、これまで用いてきた電子記録媒体の変わりにLAN回線を使用し、宛名システムとファイアウォールを介して共有フォルダを設定する。これについては、宛名システムとのデータのやり取りが電子記録媒体を用いるのではなく、LAN回線の共有フォルダを通じて行うものである。これにより媒体を用いることがないので、媒体紛失のリスクが無くなり、セキュリティの向上が見込まれる。 ・具体的には下記の3点の措置が講じられており、目的を越えた紐付けや必要のない情報等の紐付けを行おうとする不正アクセスに対する対策は十分である。 ①宛名システムから住基ネットの操作はできない。 ②住基ネットから抽出する情報は事前に権限が与えられた職員が認証した上で、住基ネットでしか出せない仕組みとなっている。 ③両システムの間にはファイアウォールが設置されており、特定の通信方式と機器および特定方向でなければ通信は遮断されている。

事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 （1）都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 （2）附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合（目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。）。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		［　十分である　］
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		［　行っている　］
	具体的な管理方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルへのアクセスは代表端末又は業務端末から行う。両端末の使用に当たっては以下の通りユーザー認証を行う。 ・システム管理者（市町村課長）は、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、セキュリティ責任者（操作者の所属する部署の所属長）から操作者指定協議を受け、利用事務を確認し、照合IDを付与する。 ・操作者は照合情報認証（生体認証）又は操作者照合暗証番号※による操作者認証を行う。 ※怪我などで照合情報認証に適さない身体状況などシステム管理者が「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に規定するやむを得ない事情があると判断した場合には、照合情報の代わりにシステム管理者が発行する操作者照合暗証番号を用いて認証する。
アクセス権限の発効・失効の管理		「　行っている　］
	具体的な管理方法	・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、業務に応じた権限を付与する。 ・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿を調製し、アクセス権限を適切に管理する。 ・セキュリティ責任者は人事異動等により操作者指定を解除する場合、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、システム管理者あてに解除を協議する。システム管理者は解除の協議を受けたときは、照合情報を削除することにより、直ちにアクセス権限を無効化する。 ・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき照合IDおよび操作者IDが適正に利用されているか検査することができる。
アクセス権限の管理		［　行っている　］
	具体的な管理方法	・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、業務に応じた権限を付与する。 ・操作者は操作に当たっては「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に利用年月日、利用開始時間、利用目的等を記載しセキュリティ責任者から事前に使用承認を得た上で、さらに操作終了後は操作者ID管理簿へ利用終了時間、利用件数を記載しセキュリティ責任者へ報告を行う。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末及び業務端末におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・システム管理者は、操作履歴を7年間保管する。
特定個人情報の使用の記録		［　記録を残している　］
	具体的な管理方法	・本人確認情報を取り扱うシステムの操作履歴を取得し、保管する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴の記録により適時確認する。 ・定期的に監査を行い、操作履歴と各所属で保管している申請書類等との突合を行う。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		［　十分である　］
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		・「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」を策定し、事務外利用の禁止を含めた適正利用を規定している。 ・システムの操作履歴を取得し、保管する。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に記録された利用時間と操作履歴（ログ）と突合を行い、未承認の利用がないことを確認。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、毎月の利用状況報告をシステム管理者に行わせるとともに、操作履歴（ログ）と操作者ID管理簿との突合を行い、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム管理者はセキュリティ責任者を監督し、毎年のセキュリティ責任者が実施する自己点検及び操作者登録の際に、システム管理者は事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か		［　十分である　］
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		

リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報（データ）の複製は行えず、本人確認情報が記載された帳票を印刷する際は、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」により規定された出力帳票管理簿により帳票種類、出力者、出力年月日、使用目的、出力枚数、保存先、廃棄年月日を管理しなければならない。なお、出力した帳票の複写は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」により禁止されている。 ・一括提供方式により取得した本人確認情報を磁気ディスクに保存したときは、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける一括提供方式による本人確認情報の利用に関する要項」に基づき、一括提供用磁気ディスク管理記録簿に処理件数、照会日等を記録し所属長の確認を得る。また、当該磁気ディスクを更に複写する場合は一括提供用磁気ディスク管理記録簿に複写先、複写日等を記載の上、所属長の確認を得る。 ・一括提供に係る情報が記録された磁気ディスクは、施錠のできる堅固な容器にて保管し、磁気ディスクを廃棄する場合は、物理的に粉砕し、一括提供用磁気ディスク管理記録簿に記載する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講ずる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・離席時は、パソコンをログオフする。 ・業務端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得はできない仕様となっている。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　[　　]委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認		委託契約書において、「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[　制限している　]
	具体的な制限方法	・委託業務に従事する者の名簿を提出させる。 ・委託業務に従事する者に都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[　記録を残している　]
	具体的な制限方法	・委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象とする。 ・契約書等に基づき、受託者から業務報告書の提出を受ける。 ・不正アクセスを分析するために、システムの操作履歴（業務アクセスログ・操作ログ）を採取・保管し、定期的に分析を行う。 ・システムの操作履歴については7年間、安全な場所に施錠保管する。
特定個人情報の提供ルール		[　定めている　]
	委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託する業務は、本人確認情報に直接係わらない（本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。 ・委託契約書において、秘密保持義務および個人情報保護の徹底、セキュリティ要件（情報資産の管理方法、遵守すべき事項及び判断基準等）を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務づける。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルールの遵守の確認方法	・委託する業務は、本人確認情報に直接係わらない（本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。 ・委託契約書において、秘密保持義務および個人情報保護の徹底、セキュリティ要件（情報資産の管理方法、遵守すべき事項及び判断基準等）を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務づける。
特定個人情報の消去ルール		[　定めている　]
	ルールの内容及びルールの遵守の確認方法	・委託する業務は、本人確認情報に直接係わらない（本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象としている。 ・委託契約書において、受託者が委託者から提供された業務遂行のために必要な情報等について、業務の遂行に不要となった場合は直ちに委託者に返還させることを義務づける。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　定めている　]
	規定の内容	・秘密の保持 ・収集の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は持ち出しの禁止 ・資料等の返還又は廃棄 ・従事者への周知 ・事故発生時における報告
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[　十分に行っている　]
	具体的な方法	・再委託に当たっては、直接特定個人情報に関わらない業務が対象。 ・秘密保護に係る条項を設ける。 ・再委託先の業務について、委託先に対してすべての責任を負う条項を設ける。
その他の措置の内容		―

リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録		[　記録を残している　]
	具体的な制限方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　定めている　]
	ルールの内容及びルールの遵守の確認方法	・都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転は番号法及び住基法の規定により制限される。 ・操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。 ・システムの操作履歴（業務アクセスログ・操作ログ）を採取・保管し、不正な操作がないことを確認する。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[　十分である　]
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		回線連携を用いる場合、都道府県サーバの代表端末又は業務端末へのアクセスは、庁内システム（宛名管理システムを含む。）からのみにシステム上制限する。なお、端末操作者登録を受けていない者が当該業務端末にはアクセスできないようシステム上制限する。 連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住基ネットを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、和歌山県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、システム管理者が承認した上で、限られた端末のみしか出力させない。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　]
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、当該情報と請求書の突合を複数の職員により実施する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、回線連携を用いる場合、都道府県サーバの代表端末又は業務端末へのアクセスは、庁内システム（宛名管理システムを含む。）からのみにシステム上制限する。なお、端末操作者登録を受けていない者が当該業務端末にはアクセスできないようシステム上制限する。なお、都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、身分証明書等を提示させることにより厳格な本人確認を行う。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　]
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　]
リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　]
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　]
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　]
リスク5：不正な提供が行われるリスク	

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　]
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　]
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　]
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群		[　政府機関ではない　]
②安全管理体制		[　十分に整備している　]
③安全管理規定		[　十分に整備している　]
④安全管理体制・規程の職員への周知		[　十分に周知している　]
⑤物理的対策		[　十分に周知している　]
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいては、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・代表端末及び記録媒体の保管場所は、予め利用登録した者又は利用登録者と同伴した者のみが入室できる。 ・業務端末はディスプレイに表示される本人確認情報が来庁者から見えない位置に設置する。また、端末が室外に持ち出されることのないよう、職員が退庁する際に執務室を施錠するなど必要な措置を講じる。 ・磁気ディスクを廃棄するときは、記録された情報が読み出せないよう物理的破壊又は専用ソフトによるデータ消去を行う。
⑥技術的対策		[　十分に周知している　]
	具体的な対策の内容	・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正プログラム及びウィルス対策ソフトのパターンファイルを配信された都度更新する。 ・端末はインターネットに接続できず、システム管理者の許可なく外部媒体の接続もできない。 ・都道府県サーバ集約センター及び庁内ネットワークにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ		[　特に力を入れて行っている　]
⑧事故発生時手順の策定・周知		[　特に力を入れて行っている　]
⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号		[　保管している　]
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6（都道府県における本人確認情報の保存期間）に定める期間保管する。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[　十分である　]
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容		市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。

リスクへの対策は十分か		[　十分である　]
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順		[　定めている　]
	手順の内容	・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は法令（住基法施行令第30条の6）に定める保存期間を経過した後にシステム的に消去する。 ・帳票等を受渡し、保管、複写又は廃棄した場合には、帳票管理簿に記載する。 ・本人確認情報が記載された帳票等を廃棄する場合、裁断、溶解等の措置を講じる。 ・媒体へ出力した場合は、作成、複写、上書き、削除について、一括提供管理記録簿で記録される。 ・記録媒体を廃棄する場合、裁断又は溶解等若しくは消去又は物理的破壊等の措置を講じ、その記録を残す。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[　十分である　]
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　※（7．リスク1③を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
（2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2．基本情報	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報のみによる。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な本人確認が行われることが前提となる。 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、住基法第27条の規定に基づき、窓口において対面で本人確認書類（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、既に消除されている者に対して、消除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション※を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する、操作者の認証を行う等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。 和歌山県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、和歌山県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3．特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・住基ネットの一括提供機能について、これまで用いてきた電子記録媒体の変わりにLAN回線を使用し、宛名システムとファイアウォールを介して共有フォルダを設定する。これについては、宛名システムとのデータのやり取りが電子記録媒体を用いるのではなく、LAN回線の共有フォルダを通じて行うものである。これにより媒体を用いることがないので、媒体紛失のリスクが無くなり、セキュリティの向上が見込まれる。 ・具体的には下記の3点の措置が講じられており、目的を越えた紐付けや必要のない情報等の紐付けを行おうとする不正アクセスに対する対策は十分である。 ①宛名システムから住基ネットの操作はできない。 ②住基ネットから抽出する情報は事前に権限が与えられた職員が認証した上で、住基ネットでしか出せない仕組みとなっている。 ③両システムの間にはファイアウォールが設置されており、特定の通信方式と機器および特定方向でなければ通信は遮断されている。

事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 （1）附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合（目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。）。 （2）都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		［　十分である　］
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		［　行っている　］
	具体的な管理方法	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルへのアクセスは代表端末又は業務端末から行う。両端末の使用に当たっては以下の通りユーザー認証を行う。 ・システム管理者（市町村課長）は、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、セキュリティ責任者（操作者の所属する部署の所属長）から操作者指定協議を受け、利用事務を確認し、照合IDを付与する。 ・操作者は照合情報認証（生体認証）又は操作者照合暗証番号※による操作者認証を行う。 ※怪我などで照合情報認証に適さない身体状況などシステム管理者が「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に規定するやむを得ない事情があると判断した場合には、照合情報の代わりにシステム管理者が発行する操作者照合暗証番号を用いて認証する。
アクセス権限の発効・失効の管理		「　行っている　］
	具体的な管理方法	・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、業務に応じた権限を付与する。 ・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿を調製し、アクセス権限を適切に管理する。 ・セキュリティ責任者は人事異動等により操作者指定を解除する場合、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、システム管理者あてに解除を協議する。システム管理者は解除の協議を受けたときは、照合情報を削除することにより、直ちにアクセス権限を無効化する。 ・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき照合IDおよび操作者IDが適正に利用されているか検査することができる。
アクセス権限の管理		［　行っている　］
	具体的な管理方法	・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、業務に応じた権限を付与する。 ・操作者は操作に当たっては「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に利用年月日、利用開始時間、利用目的等を記載しセキュリティ責任者から事前に使用承認を得た上で、さらに操作終了後は操作者ID管理簿へ利用終了時間、利用件数を記載しセキュリティ責任者へ報告を行う。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末及び業務端末におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・システム管理者は、操作履歴を7年間保管する。
特定個人情報の使用の記録		［　記録を残している　］
	具体的な管理方法	・附票本人確認情報を取り扱うシステムの操作履歴を取得し、保管する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴の記録により適時確認する。 ・定期的に監査を行い、操作履歴と各所属で保管している申請書類等との突合を行う。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		［　十分である　］
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		・「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」を策定し、事務外利用の禁止を含めた適正利用を規定している。 ・システムの操作履歴を取得し、保管する。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に記録された利用時間と操作履歴（ログ）と突合を行い、未承認の利用がないことを確認。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、毎月の利用状況報告をシステム管理者に行わせるとともに、操作履歴（ログ）と操作者ID管理簿との突合を行い、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム管理者はセキュリティ責任者を監督し、毎年のセキュリティ責任者が実施する自己点検及び操作者登録の際に、システム管理者は事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か		［　十分である　］
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		

リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報（データ）の複製は行えず、附票本人確認情報が記載された帳票を印刷する際は、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」により規定された出力帳票管理簿により帳票種類、出力者、出力年月日、使用目的、出力枚数、保存先、廃棄年月日を管理しなければならない。なお、出力した帳票の複写は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」により禁止されている。 ・一括提供方式により取得した附票本人確認情報を磁気ディスクに保存したときは、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける一括提供方式による附票本人確認情報の利用に関する要項」に基づき、一括提供用磁気ディスク管理記録簿に処理件数、照会日等を記録し所属長の確認を得る。また、当該磁気ディスクを更に複写する場合は一括提供用磁気ディスク管理記録簿に複写先、複写日等を記載の上、所属長の確認を得る。 ・一括提供に係る情報が記録された磁気ディスクは、施錠のできる堅固な容器にて保管し、磁気ディスクを廃棄する場合は、物理的に粉砕し、一括提供用磁気ディスク管理記録簿に記載する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講ずる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・離席時は、パソコンをログオフする。 ・業務端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に置く。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得はできない仕様となっている。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　　]委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		委託契約書において、「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[　制限している　]
	具体的な制限方法	・委託業務に従事する者の名簿を提出させる。 ・委託業務に従事する者に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[　記録を残している　]
	具体的な制限方法	・委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象とする。 ・契約書等に基づき、受託者から業務報告書の提出を受ける。 ・不正アクセスを分析するために、システムの操作履歴（業務アクセスログ・操作ログ）を採取・保管し、定期的に分析を行う。 ・システムの操作履歴については7年間、安全な場所に施錠保管する。
特定個人情報の提供ルール		[　定めている　]
	委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託する業務は、附票本人確認情報に直接係わらない（附票本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。 ・委託契約書において、秘密保持義務および個人情報保護の徹底、セキュリティ要件（情報資産の管理方法、遵守すべき事項及び判断基準等）を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務づける。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルールの遵守の確認方法	・委託する業務は、附票本人確認情報に直接係わらない（附票本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。 ・委託契約書において、秘密保持義務および個人情報保護の徹底、セキュリティ要件（情報資産の管理方法、遵守すべき事項及び判断基準等）を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務づける。
特定個人情報の消去ルール		[　定めている　]
	ルールの内容及びルールの遵守の確認方法	・委託する業務は、附票本人確認情報に直接係わらない（附票本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象としている。 ・委託契約書において、受託者が委託者から提供された業務遂行のために必要な情報等について、業務の遂行に不要となった場合は直ちに委託者に返還させることを義務づける。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　定めている　]
	規定の内容	・秘密の保持 ・収集の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は持ち出しの禁止 ・資料等の返還又は廃棄 ・従事者への周知 ・事故発生時における報告
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[　十分に行っている　]
	具体的な方法	・再委託に当たっては、直接特定個人情報に関わらない業務が対象。 ・秘密保護に係る条項を設ける。 ・再委託先の業務について、委託先に対してすべての責任を負う条項を設ける。
その他の措置の内容		―

リスクへの対策は十分か	[　十分である　]
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　[　　]提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録		[　記録を残している　]
	具体的な制限方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　定めている　]
	ルールの内容及びルールの遵守の確認方法	・都道府県知事保存附票本人確認情報の提供・移転は番号法及び住基法の規定により制限される。 ・操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。 ・システムの操作履歴（業務アクセスログ・操作ログ）を採取・保管し、不正な操作がないことを確認する。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[　十分である　]
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		回線連携を用いる場合、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末から庁内システム（宛名管理システムを含む。）へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。 連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、和歌山県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、システム管理者が承認した上で、限られた端末のみしか出力させない。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　]
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報の開示請求があった場合は、当該情報と請求書の突合を複数の職員により実施する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、回線連携を用いる場合、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末から庁内システム（宛名管理システムを含む。）へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、本人確認書類等を提示させることにより厳格な本人確認を行う。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　]
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　[○]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　]
リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　]
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　]
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　]
リスク5：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　]
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　]
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　]
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群		[　政府機関ではない　]
②安全管理体制		[　十分に整備している　]
③安全管理規定		[　十分に整備している　]
④安全管理体制・規程の職員への周知		[　十分に周知している　]
⑤物理的対策		[　十分に行っている　]
	具体的な対策の内容	・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・代表端末及び記録媒体の保管場所は、予め利用登録した者又は利用登録者と同伴した者のみが入室できる。 ・業務端末はディスプレイに表示される附票本人確認情報が来庁者から見えない位置に設置する。また、端末が室外に持ち出されることのないよう、職員が退庁する際に執務室を施錠するなど必要な措置を講じる。 ・磁気ディスクを廃棄するときは、記録された情報が読み出せないよう物理的破壊又は専用ソフトによるデータ消去を行う。
⑥技術的対策		[　十分に行っている　]
	具体的な対策の内容	・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正プログラム及びウィルス対策ソフトのパターンファイルを配信された都度更新する。 ・端末はインターネットに接続できず、システム管理者の許可なく外部媒体の接続もできない。 ・都道府県サーバの集約センター及び庁内ネットワークにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ		[　特に力を入れて行っている　]
⑧事故発生時手順の策定・周知		[　特に力を入れて行っている　]
⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号		[　保管していない　]
	具体的な保管方法	–
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		[　十分である　]

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容		附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、和歌山県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　]
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順		[　　定めている　　]
	手順の内容	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する（消去されたデータは、復元できない）。 ・帳票等を受渡し、保管、複写又は廃棄した場合には、帳票管理簿に記載する。 ・附票本人確認情報が記載された帳票等を廃棄する場合、裁断、溶解等の措置を講じる。 ・媒体へ出力した場合は、作成、複写、上書き、削除について、一括提供管理記録簿で記録される。 ・記録媒体を廃棄する場合、裁断又は溶解等若しくは消去又は物理的破壊等の措置を講じ、その記録を残す。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　]
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 特定個人情報ファイル名		
①自己点検		[十分に行っている]
	具体的なチェック方法	年に1回、住基ネットを利用する全職員に対し、セキュリティ対策規程等の項目に係るチェックリストを配付し、自己点検を実施する。 また、端末設置課に対しては端末の管理に関して別途自己点検を実施する。
②監査		[十分に行っている]
	具体的な内容	操作ログの監視や本人確認情報利用状況報告書の内容から取扱いに不適切な事項があった場合や自己点検結果が不十分な所属に対しては、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、システム管理者が現地監査を実施する。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている]
	具体的な方法	操作者登録の際に、登録者に対して個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施。また、毎年、各所属を通じて目的外利用の禁止を含めた関係規定の遵守を操作者に対して求めている。
3. その他のリスク対策		
－		

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
①請求先		和歌山県総務部総務管理局市町村課 640－8585　和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 073－441－2192
②請求方法		必要事項を記載した所定の様式を窓口に提出して行う。なお、窓口に、本人確認に必要な書類の提示又は提出が必要。
	特記事項	
③手数料等		［　　有料　　］
④個人情報ファイル簿の公表		［　　行っている　　］
	個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務
	公表場所	郵便番号640－8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県総務部総務管理局市町村課
⑤法令による特別の手続		－
⑥個人情報ファイル簿への不記載等		－
2. 従業者に対する教育・啓発		
①連絡先		和歌山県総務部総務管理局市町村課
②対応方法		問い合わせの際に、対応について記録を残し、関係法令等に照らし、適切に回答する。

Ⅵ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年8月10日
②しきい値判断結果	［　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　］
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	和歌山県県民意見募集（パブリックコメント）手続実施要項に基づき実施
②実施日・期間	令和5年8月10日～令和5年9月11日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年9月12日～令和5年11月8日
②方法	和歌山県情報公開・個人情報保護審議会

③結果	令和5年9月12日付け市町村第586号により当審議会に諮問された標記の件について、情報セキュリティ確保という観点から当審議会第3部会で審議したところ、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）に下記事項を明記すべきであるとの結論に至った。 記 1　23ページ、30ページの「リスク3従業者が事務外で使用するリスク」の「リスクに対する措置の内容」の記載について システム管理者がセキュリティ責任者を監督しているということを明記すること。 2　35ページの「Ⅳ　その他のリスク対策」②監査の「具体的な内容」の記載について 誰が現地監査を実施するのか、主体であるシステム管理者を明記すること。
4．個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	公表日	令和1年7月20日		事後	公表日の変更に伴うもの
令和2年3月31日	Ⅰ　基本情報 5　個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）	事後	・番号整備法（平成25年法律第28号）施行に伴う変更 ・システムの機能「本人確認情報整合」の根拠として、第30条の22を追加 したことに伴うもの
令和2年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	NECキャピタルソリューション／NEC　コンソーシアム	日本電気株式会社	事後	契約業者変更に伴うもの
令和2年3月31日	（別添2）ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1．住民票コード 2．漢字氏名 3．外字数（氏名） 4．ふりがな氏名 5．生年月日 6．性別 7．住所 8．外字数（住所） 9．個人番号 10．異動事由 11．異動年月日 12．保存期間フラグ 13．清音化かな氏名 14．市町村コード 15．大字・字コード 16．操作者ID 17．操作端末ID 18．タイムスタンプ 19．通知を受けた年月日 20．外字フラグ 21．削除フラグ 22．更新順番号 23．氏名外字変更連番 24．住所外字変更連番	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1．住民票コード 2．漢字氏名 3．外字数（氏名） 4．ふりがな氏名 5．生年月日 6．性別 7．住所 8．外字数（住所） 9．個人番号 10．異動事由 11．異動年月日 12．保存期間フラグ 13．清音化かな氏名 14．市町村コード 15．大字・字コード 16．操作者ID 17．操作端末ID 18．タイムスタンプ 19．通知を受けた年月日 20．外字フラグ 21．削除フラグ 22．更新順番号 23．氏名外字変更連番 24．住所外字変更連番 25．旧氏　漢字 26．旧氏　外字数 27．旧氏　ふりがな 28．旧氏　外字変更連番	事後	住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令（平成31年4月17日政令第152号）が公布されたため
令和2年3月31日	Ⅵ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	平成26年12月8日	令和元年11月11日		
令和2年3月31日	Ⅵ　評価実施手続 2．国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成26年12月10日～平成27年1月9日	令和元年11月11日～令和元年12月10日		
令和2年3月31日	Ⅵ　評価実施手続 2．国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	意見なし	実施後記入	事後	
令和2年3月31日	Ⅵ　評価実施手続 3．第三者点検 ①実施日	平成27年1月26日～平成27年3月27日	実施後記入	事後	
令和2年3月31日	Ⅵ　評価実施手続 3．第三者点検 ②方法	和歌山県個人情報保護審議会	実施後記入	事後	
令和2年3月31日	Ⅵ　評価実施手続 3．第三者点検 ③結果	特定個人情報保護評価指針に示された審査の観点である適合性及び妥当性に基づき点検したところ、下記の留意事項は見受けられるが、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項や問題について、適切に記載されていること及びリスク対策が適切に講じられていることを確認した。 なお、評価者に記載したリスク対策については確実に実行し、特定個人情報ファイルを取り扱う職員の教育・啓発について不断の努力を行うことを要望する。 記 1　記載事項について、具体的な根拠規程等がある場合、それを明示すること。 2　国や地方公共団体情報システム機構等が提供する情報に留意し、必要に応じ評価書を改めること。	実施後記入	事後	
令和3年3月31日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	空欄	その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講ずる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・離席時は、パソコンをログオフする。 ・業務端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得はできない仕様となっている。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	Ⅵ　評価実施手続 2．国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	実施後記入	意見なし	事後	時点修正によるもの
令和3年3月31日	Ⅵ　評価実施手続 3．第三者点検 ①実施日	実施後記入	令和2年2月13日～令和2年3月24日	事後	時点修正によるもの
令和3年3月31日	Ⅵ　評価実施手続 3．第三者点検 ②方法	実施後記入	和歌山県個人情報保護審議会	事後	時点修正によるもの
令和3年3月31日	Ⅵ　評価実施手続 3．第三者点検 ③結果	実施後記入	令和2年1月27日付け市町村第0150003号で諮問された標記の件について、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）第10の1の(2)に示された審査の観点である適合性及び妥当性の2つの観点に基づき、また、直近の特定個人情報保護評価書の公表から5年間の個人情報保護に関する情報通信技術の進歩及び社会情勢の変化を踏まえたリスク対策の検討という観点から点検したところ、下記の留意事項は見受けられるが、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシー等への権利利益に対する影響を及ぼす可能性がある事項または問題について適切に記載され、リスク対策が適切に講じられていることを確認した。 なお、評価書に記載したリスク対策については確実に実行し、特定個人情報ファイルを取り扱う職員の教育・啓発について不断の努力を行うことを要望する。 記 1　評価書案について 国や地方公共団体情報システム機構が提供する情報に留意し、必要に応じて評価書を改めること。 2　その他 （1）評価書内に記載された自己評価について、第三者から紹介を受けた際に、具体的な根拠を示せるように準備すること。 （2）特定個人情報ファイルを紙に印刷した場合における漏えい等のリスクについて十分に留意すること。特に特定個人情報が印刷された紙の廃棄が確実に行われるよう職員等に対して教育及び啓発すること。	事後	時点修正によるもの
令和5年11月28日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務　全項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務　全項目評価書	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	和歌山県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー権等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	和歌山県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー権等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	表紙 特記事項	・住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）において、都道府県知事は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報（「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。 ・内部による不正利用防止のため、操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、操作履歴の確認等の対策を講じている。 ・外部との接続にあたっては、住基ネットは専用回線を使用し、指定情報処理機関（地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。））が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル（SMTP、HTTP、FTP、Telnet等）は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。 ・都道府県サーバは、全都道府県分を1か所（都道府県サーバ集約センター）に集約し、その運用・監視を機構に委託している。	・住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1．本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2．附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1．本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。 都道府県知事保存本人確認情報は、4情報（「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。 2．附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住基法に基づき市町村から住民の附票本人確認情報に関する通知を受け、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認確認情報として保有する。 都道府県知事保存附票本人確認情報は、戸籍の附票に記載されている氏名、住所、出生の年月日、男女の別及び住民票コード並びにこれらの変更情報に限定され、個人番号は含まれない。 ・内部による不正利用防止のため、操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、操作履歴の確認等の対策を講じている。 ・外部との接続にあたっては、住基ネットは専用回線を使用し、指定情報処理機関（地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。））が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル（SMTP、HTTP、FTP、Telnet等）は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。 ・都道府県サーバは、全都道府県分を1か所（都道府県サーバ集約センター）に集約し、その運用・監視を機構に委託している。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅰ-1 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅰ-1 ②事務の内容	和歌山県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、その住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の合理化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 和歌山県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報（都道府県知事保存本人確認情報）を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照） ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③和歌山県知事から和歌山県の他の執行機関への本人確認情報の提供 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1．本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2．附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1．本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 和歌山県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、その住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の合理化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 和歌山県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報（都道府県知事保存本人確認情報）を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照） ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③和歌山県知事から本人確認情報に係る和歌山県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 2．附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 和歌山県は、市町村における市町村CS、和歌山県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③和歌山県知事から附票本人確認情報に係る和歌山県の他の執行機関への提供又は他部署へ移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅰ-2 システム2 ①システムの名称	（新設）	附票連携システム ※「3．特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅰ-2 システム2 ②システムの機能	（新設）	1. 附票本人確認情報の更新 ：都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ：和歌山県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 3. 附票本人確認情報の開示 ：法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 ：附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索 ：附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 ：都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅰ-2 システム2 ③他のシステムとの接続	（新設）	［〇］宛名システム等	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅰ-3	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	（1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅰ-4 ①事務実施上の必要性	和歌山県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に掲げる必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務（住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③和歌山県の他の執行機関による住基法に基づく都道府県知事保存本人確認情報の照会に基づき、当該情報を提供する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人に係る都道府県知事保存本人確認情報を開示する。 ⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、都道府県知事保存本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 和歌山県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に掲げる必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務（住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③和歌山県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 和歌山県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に掲げる必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③和歌山県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅰ-4 ②実現が期待されるメリット	本人確認情報を利用することにより、これまで行政手続の際に提出が求められていた行政機関が発行する添付書類（住民票の写し等）の省略が図られ、住民の負担が軽減（各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約）されることに加え、行政においてもより正確な本人確認の実現や事務の省力化など行政運営の適正化・効率化につながることが見込まれる。	本人確認情報を利用することにより、これまで行政手続の際に提出が求められていた行政機関が発行する添付書類（住民票の写し等）の省略が図られ、住民の負担が軽減（各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約）されることに加え、行政においてもより正確な本人確認の実現や事務の省略化など行政運営の適正化・効率化につながることが見込まれる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅰ-5	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	（別添1）	（新設）	（1）本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 （2）附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	（別添1） （1）本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	（図中に追記）	（注）図中に※が付されている箇所は、特定個人情報を含まない事務の流れを指す。	事前	再実施にかかる修正

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	（別添1） （1）本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	1．本人確認情報の更新に関する事務 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。 1-②.都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。 1-③.機構に対し、住基ネットを介して、本人確認情報の更新を通知する。 2．和歌山県の他の執行機関への情報提供 2-①.和歌山県の他の執行機関において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2-②.和歌山県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は、全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、都道府県知事において代表端末等を操作し、電子記録媒体等を用いて提供する。 3．本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。 3-②.開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。 4．機構保存本人確認情報の照会に関する事務 4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。 5．本人確認情報検索に関する事務 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は、全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、都道府県知事において代表端末等を操作し、電子記録媒体等を用いて提供する。 6．.本人確認情報の整合性確認 6-①.市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。 6-②.都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報 ファイルの整合性確認を行う。 6-③.都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。	1．本人確認情報の更新に関する事務 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。 1-②.都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。 2．和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①.和歌山県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2-②.和歌山県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※和歌山県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、和歌山県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携（回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載）（注2、注3）により行う。 （注1）和歌山県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 （注2）媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。 （注3）回線連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線（庁内LAN等）を用 いる方法を指す。具体的には、都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内システム（宛名管理システムを含む。）のみがアクセス可能な領域（フォルダ）を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。 3．本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける（※特定個人情報を含まない）。 3-②.開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。 4．機構への情報照会に係る事務 4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。 5．本人確認情報検索に関する事務 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。 6.本人確認情報整合 6-①.市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。 6-②.都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報 ファイルの整合性確認を行う。 6-③.都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。	事前	再実施にかかる修正
令和5年11月28日	（別添1） （2）附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	（新設）	新規に作図	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	（別添1） （2）附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	（新設）	1．附票本人確認情報の更新に関する事務 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。 1-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。 2．和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①.和歌山県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 2-②.和歌山県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、 照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※和歌山県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、和歌山県の他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）を操作し、媒体連携（回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載）（注2、注3）により行う。 （注1）和歌山県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 （注2）媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。 （注3）回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線（庁内LAN等）を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）と庁内システム（宛名管理システムを含む。）のみがアクセス可能な領域（フォルダ）を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。 3．附票本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。 3-②.開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。 4．機構への情報照会に係る事務 4-①.機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 4-②.機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。 5．附票本人確認情報検索に関する事務 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。 6.附票本人確認情報整合 6-①.市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。 6-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報 ファイルの整合性確認を行う。 6-③.附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅱ-1	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	（1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅱ-6 ①保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・都道府県においては、端末及び記録媒体を施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管し、業務端末はワイヤーロックを施工した上で、業務端末が設置された執務室は端末が室外に持ち出されることのないよう、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領」に基づき業務端末設置課のセキュリティ責任者（操作者の所属する部署の所属長）は職員が退庁する際に執務室を施錠するなど必要な措置を講じる。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証（又はパスワード）による認証が必要となる。 ・和歌山県においては、端末及び記録媒体を施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管し、業務端末はワイヤーロックを施工した上で、業務端末が設置された執務室は端末が室外に持ち出されることのないよう、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領」に基づき業務端末設置課のセキュリティ責任者（操作者の所属する部署の所属長）は職員が退庁する際に執務室を施錠するなど必要な措置を講じる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-1	（新設）	（2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ①ファイルの種類	（新設）	システム用ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ②対象となる本人の数	（新設）	100万人以上1,000万人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ③対象となる本人の範囲	（新設）	和歌山県内の住民（和歌山県内のいずれかの市町村において、住基法第１６条（戸籍の附票の作成）に基づき戸籍の附票に記録された住民を指す。） ※消除者を含む。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ③対象となる本人の範囲 その必要性	（新設）	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおいて和歌山県内の戸籍の附票に記録された全ての住民の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ④記録される項目	（新設）	10項目以上50項目未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ④記録される項目 主な記録項目	（新設）	［○］個人番号 ［○］4情報（氏名、性別、生年月日、住所） ［○］その他（その他戸籍の附票関係情報（戸籍の表示に係る情報を含まない。）））	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ④記録される項目 その妥当性	（新設）	・4情報、その他戸籍の附票関係情報（戸籍の表示に係る情報を含まない。） ：法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報（4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報（本籍及び筆頭者の氏名）は含まない。 ・個人番号 ：国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ④記録される項目 全ての記録項目	（新設）	別添2を参照。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ⑤保有開始日	（新設）	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ⑥事務担当部署	（新設）	総務部総務管理局市町村課	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ①入手元	（新設）	［○］地方公共団体・地方独立行政法人 ［○］その他（都道府県サーバ（※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある））	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ②入手方法	（新設）	［○］専用線	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ③入手の時期・頻度	（新設）	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成（出生等）が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、和歌山県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ④入手に係る妥当性	（新設）	法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット（※※）を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。 ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑤本人への明示	（新設）	和歌山県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）に明示されている。 ※和歌山県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑥使用目的	（新設）	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおいて和歌山県内の戸籍の附票に記録された全ての住民の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、和歌山県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑦使用の主体 使用部署	（新設）	総務部総務管理局市町村課	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑦使用の主体 使用者数	（新設）	10人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑧使用方法	（新設）	・和歌山県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け（和歌山県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ）、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する。（附票都道府県サーバ→和歌山県の他の執行機関又は他部署）。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑧使用方法 情報の突合	（新設）	・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑧使用方法 情報の統計分析	（新設）	該当無し	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	（新設）	該当無し	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑨使用開始日	（新設）	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託の有無	（新設）	委託する（3件）	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項1	（新設）	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項1 ①委託内容	（新設）	全国の都道府県サーバを1拠点（集約センター）に集約化したことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない（直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	（新設）	特定個人情報ファイルの全体	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	（新設）	100万人以上1,000万人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	（新設）	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	（新設）	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルが保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項1 ③委託先における取扱者数	（新設）	10人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	（新設）	［〇］専用線	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	（新設）	和歌山県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項1 ⑥委託先名	（新設）	地方公共団体情報システム機構（機構）	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項1 ⑦再委託の有無	（新設）	再委託する	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	（新設）	書面による承諾	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項1 ⑨再委託事項	（新設）	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない（直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項2	（新設）	代表端末、業務端末等機器の保守業務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項2 ①委託内容	（新設）	和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末、業務端末等の構成機器の保守管理業務。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない（直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	（新設）	特定個人情報ファイルの全体	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	（新設）	100万人以上1,000万人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	（新設）	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	（新設）	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、本県が設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器の保守管理業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、再委託先においても、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。併せて、「セキュリティの仕様」を規定し、人的なセキュリティ要件（情報の秘匿、指導・教育）、物理的セキュリティ要件（情報資産の管理・持出の禁止、盗難防止策、廃棄方法）、技術的セキュリティ要件（アクセスや閲覧に係るID、パスワードの設定）、運用セキュリティ要件（セキュリティ監査への協力義務）を定めている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項2 ③委託先における取扱者数	（新設）	10人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	（新設）	［〇］その他（運用保守上必要がある場合は、職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認しているのみで、提供はしていない。）	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	（新設）	委託先が決定した際は県ホームページにて公表している。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項2 ⑥委託先名	（新設）	日本電気株式会社	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項2 ⑦再委託の有無	（新設）	再委託する	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	（新設）	委託契約書中において、原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、予め書面により承認を得た上で、委託先は再委託先と第三者に対する守秘義務を課すことを内容とした契約を交わすことを義務付けている。また、再々委託を禁止する条項を契約書中で規定している。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項2 ⑨再委託事項	（新設）	代表端末、業務端末、ファイアウォール等のハードウェア現地調整・工事、ソフトウェア保守。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 また、再委託する場合でも委託先が再委託先の行為のすべてについて責任を負う旨を契約書中で規定している。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項3	（新設）	代表端末、業務端末等機器運用管理業務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項3 ①委託内容	（新設）	和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末、業務端末等の構成機器の利用ログ採取や性能監視等の運用管理業務。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない（直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	（新設）	特定個人情報ファイルの全体	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	（新設）	100万人以上1,000万人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	（新設）	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	（新設）	本特定個人情報ファイル（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル）の閲覧、更新等を行う代表端末及び業務端末等の機器の利用ログ採取や性能監視等の運用管理業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、安全確保の措置、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。併せて、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク制度の認定、又はISMS適合性評価制度の認証を取得していることを要件としている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項3 ③委託先における取扱者数	（新設）	10人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	（新設）	［〇］その他（運用保守上必要がある場合は、職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認しているのみで、提供はしていない。）	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	（新設）	委託先が決定した際は県ホームページにて公表している。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項3 ⑥委託先名	（新設）	中央コンピューター株式会社	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−4 委託事項3 ⑦再委託の有無	（新設）	再委託しない	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 提供・移転の有無	（新設）	提供を行っている（1件） 移転を行っている（1件）	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 提供先1	（新設）	和歌山県の他の執行機関	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 提供先1 ①法令上の根拠	（新設）	住基法第30条の15第2項（本人確認情報の利用） 住基法第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用） 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 提供先1 ②提供先における用途	（新設）	住基法別表第6及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例に掲げられた和歌山県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 提供先1 ③提供する情報	（新設）	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号（番号法に基づく和歌山県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。） ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	（新設）	100万人以上1,000万人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	（新設）	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 提供先1 ⑥提供方法	（新設）	［○］その他 （住民基本台帳ネットワークシステム）	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 提供先1 ⑦時期・頻度	（新設）	和歌山県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 移転先1	（新設）	和歌山県の他部署	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 移転先1 ①法令上の根拠	（新設）	住基法第30条の15第1項（本人確認情報の利用） 住基法第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用） 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 移転先1 ②移転先における用途	（新設）	住基法別表第5及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例に掲げられた和歌山県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められる事務の処理に用いる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 移転先1 ③移転する情報	（新設）	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号（番号法に基づく和歌山県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。） ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 移転先1 ④移転する情報の対象となる本人の数	（新設）	100万人以上1,000万人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	（新設）	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 移転先1 ⑥移転方法	（新設）	［○］その他 （住民基本台帳ネットワークシステム）	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−5 移転先1 ⑦時期・頻度	（新設）	和歌山県の他部署から検索要求があった都度、随時。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−6 ①保管場所	（新設）	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証（又はパスワード）による認証が必要となる。 ・和歌山県においては、端末及び記録媒体を施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管し、業務端末はワイヤーロックを施工した上で、業務端末が設置された執務室は端末が室外に持ち出されることのないよう、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領」に基づき業務端末設置課のセキュリティ責任者（操作者の所属する部署の所属長）は職員が退庁する際に執務室を施錠するなど必要な措置を講じる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−6 ②保管期間 期間	（新設）	1年未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−6 ②保管期間 その妥当性	（新設）	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ−6 ③消去方法	（新設）	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	（別添2）	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数（氏名） 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数（住所） 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏　漢字 26. 旧氏　外字数 27. 旧氏　ふりがな 28. 旧氏　外字変更連番	（1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、 2. 漢字氏名、 3. 外字数（氏名）、 4. ふりがな氏名、 5. 生年月日、 6. 性別、 7. 住所、 8. 外字数（住所）、 9. 個人番号、 10. 異動事由、 11. 異動年月日、 12. 保存期間フラグ、 13. 清音化かな氏名、 14. 市町村コード、 15. 大字・字コード、 16. 操作者ID、 17. 操作端末ID、 18. タイムスタンプ、 19. 通知を受けた年月日、 20. 外字フラグ、 21. 削除フラグ、 22. 更新順番号、 23. 氏名外字変更連番、 24. 住所外字変更連番、 25. 旧氏　漢字、 26. 旧氏　外字数、 27. 旧氏　ふりがな 28. 旧氏　外字変更連番 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア　附票本人確認情報 1. 住民票コード、 2. 氏名　漢字、 3. 氏名　外字数、 4. 氏名　ふりがな、 5. 生年月日、 6. 性別、 7. 住所　市町村コード、 8. 住所　漢字、9. 住所　外字数、 10. 最終住所　漢字、 11. 最終住所　外字数、 12. 異動年月日、 13. 旧住民票コード、 14. 附票管理市町村コード、 15. 附票本人確認情報状態区分、 16. 外字フラグ、 17. 外字パターン、 18. 通知区分 イ　その他 1. 個人番号（※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。）	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ−1	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	（1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 （1）都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 （2）附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合（目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。）。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	・「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」を策定し、事務外利用の禁止を含めた適正利用を規定している。 ・システムの操作履歴を取得し、保管する。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に記録された利用時間と操作履歴（ログ）と突合を行い、未承認の利用がないことを確認。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、毎月の利用状況報告をシステム管理者に行わせるとともに、操作履歴（ログ）と操作者ID管理簿との突合を行い、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・毎年のセキュリティ責任者が実施する自己点検及び操作者登録の際に、システム管理者は事務外利用の禁止等について指導する。	・「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」を策定し、事務外利用の禁止を含めた適正利用を規定している。 ・システムの操作履歴を取得し、保管する。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に記録された利用時間と操作履歴（ログ）と突合を行い、未承認の利用がないことを確認。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、毎月の利用状況報告をシステム管理者に行わせるとともに、操作履歴（ログ）と操作者ID管理簿との突合を行い、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム管理者はセキュリティ責任者を監督し、毎年のセキュリティ責任者が実施する自己点検及び操作者登録の際に、システム管理者は事務外利用の禁止等について指導する。	事前	再実施にかかる修正
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（新設）	再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	回線連携を用いる場合、都道府県サーバの代表端末又は業務端末から庁内システム（宛名管理システムを含む。）へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。 全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、和歌山県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、システム管理者が承認した上で、限られた端末のみしか出力させない。	回線連携を用いる場合、都道府県サーバの代表端末又は業務端末から庁内システム（宛名管理システムを含む。）へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。 連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住基ネットを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、和歌山県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、システム管理者が承認した上で、限られた端末のみしか出力させない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-1	（新設）	（2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	（新設）	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報のみによる。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な本人確認が行われることが前提となる。 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	（新設）	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	（新設）	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク2 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	（新設）	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、住基法第27条の規定に基づき、窓口において対面で本人確認書類（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	（新設）	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	（新設）	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、既に消除されている者に対して、消除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 その他の措置の内容	（新設）	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	（新設）	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション※を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する、操作者の認証を行う等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。和歌山県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、和歌山県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−2 リスク4 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−3 リスク1 宛名システム等における措置の内容	（新設）	・住基ネットの一括提供機能について、これまで用いてきた電子記録媒体の変わりにLAN回線を使用し、宛名システムとファイアウォールを介して共有フォルダを設定する。これについては、宛名システムとのデータのやり取りが電子記録媒体を用いるのではなく、LAN回線の共有フォルダを通じて行うものである。これにより媒体を用いることがないので、媒体紛失のリスクが無くなり、セキュリティの向上が見込まれる。 ・具体的には下記の3点の措置が講じられており、目的を越えた紐付けや必要のない情報等の紐付けを行おうとする不正アクセスに対する対策は十分である。 ①宛名システムから住基ネットの操作はできない。 ②住基ネットから抽出する情報は事前に権限が与えられた職員が認証した上で、住基ネットでしか出せない仕組みとなっている。 ③両システムの間にはファイアウォールが設置されており、特定の通信方式と機器および特定方向でなければ通信は遮断されている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	（新設）	庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 （1）附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合（目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。）。 （2）都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−3 リスク1 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−3 リスク2 ユーザ認証の管理	（新設）	行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	（新設）	都道府県知事保存本人確認情報ファイルへのアクセスは代表端末又は業務端末から行う。両端末の使用に当たっては以下の通りユーザー認証を行う。 ・システム管理者（市町村課長）は、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、セキュリティ責任者（操作者の所属する部署の所属長）から操作者指定協議を受け、利用事務を確認し、照合IDを付与する。 ・操作者は照合情報認証（生体認証）又は操作者照合暗証番号※による操作者認証を行う。 ※怪我などで照合情報認証に適さない身体状況などシステム管理者が「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に規定するやむを得ない事情があると判断した場合には、照合情報の代わりにシステム管理者が発行する操作者照合暗証番号を用いて認証する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	（新設）	行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	（新設）	・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、業務に応じた権限を付与する。 ・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿を調製し、アクセス権限を適切に管理する。 ・セキュリティ責任者は人事異動等により操作者指定を解除する場合、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、システム管理者あてに解除を協議する。システム管理者は解除の協議を受けたときは、照合情報を削除することにより、直ちにアクセス権限を無効化する。 ・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき照合IDおよび操作者IDが適正に利用されているか検査することができる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理	（新設）	行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	（新設）	・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、業務に応じた権限を付与する。 ・操作者は操作に当たっては「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に利用年月日、利用開始時間、利用目的等を記載しセキュリティ責任者から事前に使用承認を得た上で、さらに操作終了後は操作者ID管理簿へ利用終了時間、利用件数を記載しセキュリティ責任者へ報告を行う。 ・不正アクセスを分析するために、検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・システム管理者は、操作履歴を7年間保管する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報の使用の記録	（新設）	記録を残している	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	（新設）	・附票本人確認情報を取り扱うシステムの操作履歴を取得し、保管する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴の記録により適時確認する。 ・定期的に監査を行い、操作履歴と各所属で保管している申請書類等との突合を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	（新設）	・「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」を策定し、事務外利用の禁止を含めた適正利用を規定している。 ・システムの操作履歴を取得し、保管する。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に記録された利用時間と操作履歴（ログ）と突合を行い、未承認の利用がないことを確認。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、毎月の利用状況報告をシステム管理者に行わせるとともに、操作履歴（ログ）と操作者ID管理簿との突合を行い、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム管理者はセキュリティ責任者を監督し、毎年のセキュリティ責任者が実施する自己点検及び操作者登録の際に、システム管理者は事務外利用の禁止等について指導する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク3 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	（新設）	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報（データ）の複製は行えず、附票本人確認情報が記載された帳票を印刷する際は、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」により規定された出力帳票管理簿により帳票種類、出力者、出力年月日、使用目的、出力枚数、保存先、廃棄年月日を管理しなければならない。なお、出力した帳票の複写は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」により禁止されている。 ・一括提供方式により取得した附票本人確認情報を磁気ディスクに保存したときは、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける一括提供方式による附票本人確認情報の利用に関する要項」に基づき、一括提供用磁気ディスク管理記録簿に処理件数、照会日等を記録し所属長の確認を得る。また、当該磁気ディスクを更に複写する場合は一括提供用磁気ディスク管理記録簿に複写先、複写日等を記載の上、所属長の確認を得る。 ・一括提供に係る情報が記録された磁気ディスクは、施錠のできる堅固な容器にて保管し、磁気ディスクを廃棄する場合は、物理的に粉砕し、一括提供用磁気ディスク管理記録簿に記載する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク4 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（新設）	その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講ずる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・離席時は、パソコンをログオフする。 ・業務端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に置く。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得はできない仕様となっている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	（新設）	委託契約書において、「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	（新設）	制限している	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	（新設）	・委託業務に従事する者の名簿を提出させる。 ・委託業務に従事する者に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	（新設）	記録を残している	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法	（新設）	・委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象とする。 ・契約書等に基づき、受託者から業務報告書の提出を受ける。 ・不正アクセスを分析するために、システムの操作履歴（業務アクセスログ・操作ログ）を採取・保管し、定期的に分析を行う。 ・システムの操作履歴については7年間、安全な場所に施錠保管する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール	（新設）	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	（新設）	・委託する業務は、附票本人確認情報に直接係わらない（附票本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。 ・委託契約書において、秘密保持義務および個人情報保護の徹底、セキュリティ要件（情報資産の管理方法、遵守すべき事項及び判断基準等）を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務づける。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルールの遵守の確認方法	（新設）	・委託する業務は、附票本人確認情報に直接係わらない（附票本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。 ・委託契約書において、秘密保持義務および個人情報保護の徹底、セキュリティ要件（情報資産の管理方法、遵守すべき事項及び判断基準等）を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務づける。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の消去ルール	（新設）	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルールの遵守の確認方法	（新設）	・委託する業務は、附票本人確認情報に直接係わらない（附票本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象としている。 ・委託契約書において、受託者が委託者から提供された業務遂行のために必要な情報等について、業務の遂行に不要となった場合は直ちに委託者に返還させることを義務づける。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	（新設）	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	（新設）	・秘密の保持 ・収集の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は持ち出しの禁止 ・資料等の返還又は廃棄 ・従事者への周知 ・事故発生時における報告	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	（新設）	十分に行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	（新設）	・再委託に当たっては、直接特定個人情報に関わらない業務が対象。 ・秘密保護に係る条項を設ける。 ・再委託先の業務について、委託先に対してすべての責任を負う条項を設ける。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（新設）	再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録	（新設）	記録を残している	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な制限方法	（新設）	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール	（新設）	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルールの遵守の確認方法	（新設）	・都道府県知事保存附票本人確認情報の提供・移転は番号法及び住基法の規定により制限される。 ・操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。 ・システムの操作履歴（業務アクセスログ・操作ログ）を採取・保管し、不正な操作がないことを確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	（新設）	回線連携を用いる場合、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末から庁内システム（宛名管理システムを含む。）へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。 連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、和歌山県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、システム管理者が承認した上で、限られた端末のみしか出力させない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	（新設）	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報の開示請求があった場合は、当該情報と請求書の突合を複数の職員により実施する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、回線連携を用いる場合、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末から庁内システム（宛名管理システムを含む。）へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、本人確認書類等を提示させることにより厳格な本人確認を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク3 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−7 リスク1 ①NISC政府機関統一基準群	（新設）	政府機関ではない	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−7 リスク1 ②安全管理体制	（新設）	十分に整備している	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−7 リスク1 ③安全管理規定	（新設）	十分に整備している	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−7 リスク1 ④安全管理体制・規程の職員への周知	（新設）	十分に周知している	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−7 リスク1 ⑤物理的対策	（新設）	十分に行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	（新設）	・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・代表端末及び記録媒体の保管場所は、予め利用登録した者又は利用登録者と同伴した者のみが入室できる。 ・業務端末はディスプレイに表示される附票本人確認情報が来庁者から見えない位置に設置する。また、端末が室外に持ち出されることのないよう、職員が退庁する際に執務室を施錠するなど必要な措置を講じる。 ・磁気ディスクを廃棄するときは、記録された情報が読み出せないよう物理的破壊又は専用ソフトによるデータ消去を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−7 リスク1 ⑥技術的対策	（新設）	十分に行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	（新設）	・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正プログラム及びウィルス対策ソフトのパターンファイルを配信された都度更新する。 ・端末はインターネットに接続できず、システム管理者の許可なく外部媒体の接続もできない。 ・都道府県サーバの集約センター及び庁内ネットワークにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−7 リスク1 ⑦バックアップ	（新設）	特に力を入れて行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ−7 リスク1 ⑧事故発生時手順の策定・周知	（新設）	特に力を入れて行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか	（新設）	発生なし	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑩死者の個人番号	（新設）	保管していない	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク2 リスクに対する措置の内容	（新設）	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、和歌山県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク2 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク3 消去手順	（新設）	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク3 手順の内容	（新設）	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する（消去されたデータは、復元できない）。 ・帳票等を受渡し、保管、複写又は廃棄した場合には、帳票管理簿に記載する。 ・附票本人確認情報が記載された帳票等を廃棄する場合、裁断、溶解等の措置を講じる。 ・媒体へ出力した場合は、作成、複写、上書き、削除について、一括提供管理記録簿で記録される。 ・記録媒体を廃棄する場合、裁断又は溶解等若しくは消去又は物理的破壊等の措置を講じ、その記録を残す。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク3 リスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和5年11月28日	Ⅳ　その他のリスク対策 1．特定個人情報ファイル名 ②監査 具体的な内容	操作ログの監視や本人確認情報利用状況報告書の内容から取扱いに不適切な事項があった場合や自己点検結果が不十分な所属に対しては、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」に基づき、現地監査を実施する。	操作ログの監視や本人確認情報利用状況報告書の内容から取扱いに不適切な事項があった場合や自己点検結果が不十分な所属に対しては、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」に基づき、システム管理者が現地監査を実施する。	事前	再実施にかかる修正
令和5年11月28日	Ⅵ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	令和元年11月11日	令和5年8月10日	事前	再実施にかかる修正
令和5年11月28日	Ⅵ　評価実施手続 2．国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和元年11月11日～令和元年12月10日	令和5年8月10日～令和5年9月11日	事前	再実施にかかる修正
令和5年11月28日	Ⅵ　評価実施手続 3．第三者点検 ①実施日	令和2年2月13日～令和2年3月24日	令和5年9月12日～令和5年11月8日	事前	再実施にかかる修正

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月28日	Ⅵ 評価実施手続 3．第三者点検 ③結果	令和2年1月27日付け市町村第0150003号で諮問された標記の件について、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）第10の1の(2)に示された審査の観点である適合性及び妥当性の2つの観点に基づき、また、直近の特定個人情報保護評価書の公表から5年間の個人情報保護に関する情報通信技術の進歩及び社会情勢の変化を踏まえたリスク対策の検討という観点から点検したところ、下記の留意事項は見受けられるが、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシー等への権利利益に対する影響を及ぼす可能性がある事項または問題について適切に記載され、リスク対策が適切に講じられていることを確認した。 なお、評価書に記載したリスク対策については確実に実行し、特定個人情報ファイルを取り扱う職員の教育・啓発について不断の努力を行うことを要望する。 記 1　評価書案について 国や地方公共団体情報システム機構が提供する情報に留意し、必要に応じて評価書を改めること。 2　その他 （1）評価書内に記載された自己評価について、第三者から紹介を受けた際に、具体的な根拠を示せるように準備すること。 （2）特定個人情報ファイルを紙に印刷した場合における漏えい等のリスクについて十分に留意すること。特に特定個人情報が印刷された紙の廃棄が確実に行われるよう職員等に対して教育及び啓発すること。	令和5年9月12日付け市町村第586号により当審議会に諮問された標記の件について、情報セキュリティ確保という観点から当審議会第3部会で審議したところ、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）に下記事項を明記すべきであるとの結論に至った。 記 1　23ページ、30ページの「リスク3従業者が事務外で使用するリスク」の「リスクに対する措置の内容」の記載について システム管理者がセキュリティ責任者を監督しているということを明記すること。 2　35ページの「Ⅳ　その他のリスク対策」②監査の「具体的な内容」の記載について 誰が現地監査を実施するのか、主体であるシステム管理者を明記すること。	事前	再実施にかかる修正
令和6年5月27日	Ⅰ-2 システム2 ①システムの名称	附票連携システム ※「3．特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	附票連携システム ※「3．特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和6年5月27日	Ⅰ-5	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用） ・第30条の15の2第2項・第3項（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等） ・第30条の44の7第2項・第3項（準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等）	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和6年5月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、業務に応じた権限を付与する。 ・操作者は操作に当たっては「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に利用年月日、利用開始時間、利用目的等を記載しセキュリティ責任者から事前に使用承認を得た上で、さらに操作終了後は操作者ID管理簿へ利用終了時間、利用件数を記載しセキュリティ責任者へ報告を行う。 ・不正アクセスを分析するために、検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・システム管理者は、操作履歴を7年間保管する。	・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、業務に応じた権限を付与する。 ・操作者は操作に当たっては「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に利用年月日、利用開始時間、利用目的等を記載しセキュリティ責任者から事前に使用承認を得た上で、さらに操作終了後は操作者ID管理簿へ利用終了時間、利用件数を記載しセキュリティ責任者へ報告を行う。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末及び業務端末におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・システム管理者は、操作履歴を7年間保管する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和6年5月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	回線連携を用いる場合、都道府県サーバの代表端末又は業務端末から庁内システム（宛名管理システムを含む。）へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。 連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住基ネットを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、和歌山県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、システム管理者が承認した上で、限られた端末のみしか出力させない。	回線連携を用いる場合、都道府県サーバの代表端末又は業務端末へのアクセスは、庁内システム（宛名管理システムを含む。）からのみにシステム上制限する。なお、端末操作者登録を受けていない者が当該業務端末にはアクセスできないようシステム上制限する。 連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住基ネットを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、和歌山県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、システム管理者が承認した上で、限られた端末のみしか出力させない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和6年5月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、当該情報と請求書の突合を複数の職員により実施する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、回線連携を用いる場合、都道府県サーバの代表端末又は業務端末から庁内システム（宛名管理システムを含む。）へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。なお、都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、身分証明書等を提示させることにより厳格な本人確認を行う。	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、当該情報と請求書の突合を複数の職員により実施する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、回線連携を用いる場合、都道府県サーバの代表端末又は業務端末へのアクセスは、庁内システム（宛名管理システムを含む。）からのみにシステム上制限する。なお、端末操作者登録を受けていない者が当該業務端末にはアクセスできないようシステム上制限する。なお、都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、身分証明書等を提示させることにより厳格な本人確認を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、業務に応じた権限を付与する。 ・操作者は操作に当たっては「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に利用年月日、利用開始時間、利用目的等を記載しセキュリティ責任者から事前に使用承認を得た上で、さらに操作終了後は操作者ID管理簿へ利用終了時間、利用件数を記載しセキュリティ責任者へ報告を行う。 ・不正アクセスを分析するために、検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・システム管理者は、操作履歴を7年間保管する。	・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、業務に応じた権限を付与する。 ・操作者は操作に当たっては「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に利用年月日、利用開始時間、利用目的等を記載しセキュリティ責任者から事前に使用承認を得た上で、さらに操作終了後は操作者ID管理簿へ利用終了時間、利用件数を記載しセキュリティ責任者へ報告を行う。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末及び業務端末におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・システム管理者は、操作履歴を7年間保管する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和7年2月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ⑤保有開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	令和6年5月27日	事後	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和7年2月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑨使用開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	令和6年5月27日	事後	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳の一部改正に伴う変更
令和7年5月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （別添2）特定個人情報ファイル記録項目	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア　附票本人確認情報 1．住民票コード、2．氏名　漢字、3．氏名　外字数、4．氏名　ふりがな、5．生年月日、6．性別、7．住所　市町村コード、8．住所　漢字、9．住所　外字数、10．最終住所　漢字、11．最終住所　外字数、12．異動年月日、13．旧住民票コード、14．附票管理市町村コード、15．附票本人確認情報状態区分、16．外字フラグ、17．外字パターン、18．通知区分	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア　附票本人確認情報 1．住民票コード、2．氏名　漢字、3．氏名　外字数、4．氏名　ふりがな、5．生年月日、6．性別、7．住所　市町村コード、8．住所　漢字、9．住所　外字数、10．最終住所　漢字、11．最終住所　外字数、12．異動年月日、13．旧住民票コード、14．附票管理市町村コード、15．附票本人確認情報状態区分、16．外字フラグ、17．外字パターン、18．通知区分、19．旧氏　漢字、20．旧氏　外字数、21．旧氏　ふりがな、22．旧氏　外字変更連番	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による住民基本台帳法等の改正に伴う変更